

第 2 号

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県用度事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,907,966千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 用 度 事 業 収 入		千円 1,907,966
	1 財 産 収 入	200
	2 繰 越 金	142,239
	3 諸 収 入	1,765,527
歳 入	合 計	1,907,966

歳 出

款	項	金 額
1 用 度 事 業 費		1,907,966 <small>千円</small>
	1 用 度 事 業 費	1,907,966
歳 出	合 計	1,907,966

第 3 号

令和 4 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県市町村振興資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,304,550千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 収 入		千円 2,304,550
	1 繰 越 金	1,468,192
	2 諸 収 入	836,358
歳 入 合 計		2,304,550

歳 出

款	項	金 額
1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金		2,304,550 ^{千円}
	1 市 町 村 振 興 資 金 貸 付 金	2,304,550
歳 出	合 計	2,304,550

第 4 号

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計予算

令和 4 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,074千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金収入		千円 270,074
	1 繰 入 金	231,409
	2 諸 収 入	38,665
歳 入 合 計		270,074

歳 出

款	項	金 額
1 都市用水水源費負担金		千円 270,074
	1 早明浦ダム建設事業都市用水負担金	76,748
	2 正木ダム建設事業都市用水負担金	43,800
	3 旧吉野川河口堰建設事業都市用水負担金	149,526
歳 出	合 計	270,074

第 5 号

令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和4年度徳島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,031千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和4年2月10日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金収入		千円 249,031
	1 繰 越 金	142,133
	2 諸 収 入	106,898
歳 入 合 計		249,031

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付金		千円 249,031
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付金	249,031
歳 出	合 計	249,031

第 6 号

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,837,111千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険事業収入		千円 72,837,111
	1 分担金及び負担金	19,070,725
	2 国庫支出金	22,207,910
	3 前期高齢者交付金	26,162,153
	4 共同事業交付金	127,254
	5 財産収入	138
	6 繰入金	4,998,931

	7 繰越金	270,000
歳入	合計	72,837,111

歳出

款	項	金額
1 国民健康保険事業費		千円 72,837,111
	1 国民健康保険事業費	72,836,973
	2 国民健康保険財政安定化基金積立金	138
歳出	合計	72,837,111

第 7 号 令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ885,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金収入		千円 885,050
	1 繰 入 金	410
	2 諸 収 入	236,640
	3 県 債	648,000
歳 入 合 計		885,050

歳 出

款	項	金 額
1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金		千円 885,050
	1 地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	885,050
歳 出 合 計		885,050

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
地方独立行政法人徳島県鳴門病院資金貸付金	千円 648,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 8 号

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,628,229千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 127,628,229
	1 使用料及び手数料	3,777
	2 財産収入	500
	3 繰入金	64,306,000
	4 繰越金	14,718

	5 諸 収 入	63,303,234
歳 入	合 計	127,628,229

歳 出

款	項	金 額
1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費		千円 127,628,229
	1 中 小 企 業 ・ 雇 用 対 策 事 業 費	127,628,229
歳 出	合 計	127,628,229

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
企業立地促進事業に係る補助金交付指令	自 令和5年度 至 令和12年度	2,500,000千円

第 9 号

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県中小企業近代化資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 収 入		千円 42,399
	1 繰 越 金	39,912
	2 諸 収 入	2,487
歳 入 合 計		42,399

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付金		千円 42,399
	1 中小企業近代化資金貸付金	42,399
歳 出	合 計	42,399

第 10 号

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県徳島ビル管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,488千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 徳 島 ビ ル 管 理 事 業 収 入		千円 66,488
	1 財 産 収 入	54,456
	2 繰 越 金	12,022
	3 諸 収 入	10
歳 入	合 計	66,488

歳 出

款	項	金 額
1 徳島ビル管理事業費		千円 66,488
	1 徳島ビル管理事業費	66,488
歳 出	合 計	66,488

第 11 号

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県農業改良資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,527千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 収 入		千円 4,527
	1 繰 入 金	299
	2 繰 越 金	3,728
	3 諸 収 入	500
歳 入	合 計	4,527

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金		千円 4,527
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 金	4,527
歳 出	合 計	4,527

第 12 号

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,978千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 林 業 改 善 資 金 収 入		千円 101,978
	1 繰 入 金	1,975
	2 繰 越 金	95,001
	3 諸 収 入	5,002
歳 入	合 計	101,978

歳 出

款	項	金 額
1 林業改善資金貸付金		千円 101,978
	1 林業改善資金貸付金	101,978
歳 出	合 計	101,978

第 13 号

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県県有林県行造林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ270,013千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業収入		千円 270,013
	1 財 産 収 入	178,684
	2 繰 入 金	91,078
	3 繰 越 金	36
	4 諸 収 入	215
歳 入 合 計		270,013

歳 出

款	項	金 額
1 県有林県行造林事業費		千円 270,013
	1 県有林県行造林事業費	270,013
歳 出	合 計	270,013

第 14 号

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ80,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 収 入		千円 80,912
	1 繰 入 金	910
	2 繰 越 金	72,742
	3 諸 収 入	7,260
歳 入	合 計	80,912

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付金		千円 80,912
	1 沿岸漁業改善資金貸付金	80,912
歳 出	合 計	80,912

第 15 号

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県公用地公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,649,323千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的，限度額，起債の方法，利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公用地公共用地取得事業収入		千円 2,649,323
	1 財 産 収 入	1,685,699
	2 繰 入 金	400,000
	3 繰 越 金	90,474
	4 諸 収 入	150

	5 県	債	473,000	
歳	入	合	計	2,649,323

歳 出

款	項	金	額	
1 公用地公共用地取得事業費			千円 2,649,323	
	1 公用地公共用地取得事業費		2,648,942	
	2 土地開発基金積立金		381	
歳	出	合	計	2,649,323

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地取得事業	千円 473,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 16 号

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計予算

令和 4 年度徳島県港湾等整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,302,905千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 収 入		千円 3,302,905
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	1,102,164
	2 財 産 収 入	712,666

	3 繰 入 金	550,000
	4 諸 収 入	18,075
	5 県 債	920,000
歳 入	合 計	3,302,905

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 等 整 備 事 業 費		千円 3,302,905
	1 港 湾 等 整 備 事 業 費	2,269,414
	2 徳島小松島港津田地区整備事業費	540,647
	3 空 港 周 辺 整 備 事 業 費	492,844
歳 出	合 計	3,302,905

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港湾施設小規模改良事業工事請負等契約	令和5年度	30,000千円

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
港湾等整備事業	千円 920,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 17 号

令和 4 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県県営住宅敷金等管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 収 入		千円 127,343
	1 財 産 収 入	198
	2 繰 越 金	117,422
	3 諸 収 入	9,723
歳 入	合 計	127,343

歳 出

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 敷 金 等 運 営 費		千円 127,343
	1 県 営 住 宅 敷 金 運 営 費	127,343
歳 出	合 計	127,343

第 18 号

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計予算

令和 4 年度徳島県奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ259,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 奨 学 金 収 入		千円 259,000
	1 財 産 収 入	1,204
	2 繰 越 金	94,119
	3 諸 収 入	163,677
歳 入 合 計		259,000

歳 出

款	項	金 額
1 奨 学 金 貸 付 金		千円 259,000
	1 奨 学 金 貸 付 金	259,000
歳 出	合 計	259,000

第 19 号

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計予算

令和 4 年度徳島県証紙収入特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,195,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 3,195,000
	1 証 紙 収 入	2,387,865
	2 繰 越 金	807,135
歳 入 合 計		3,195,000

歳 出

款	項	金 額
1 繰 出 金		3,195,000 ^{千円}
	1 他 会 計 繰 出 金	3,195,000
歳 出	合 計	3,195,000

第 20 号

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,370,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 公 債 管 理 収 入		千円 101,370,000
	1 繰 入 金	70,770,000
	2 県 債	30,600,000
歳 入	合 計	101,370,000

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 101,370,000
	1 公 債 費	101,370,000
歳 出	合 計	101,370,000

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	千円 30,600,000	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）	年 5%以内	融資機関の融資条件による。ただし、必要の生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。

第 21 号

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計予算

令和 4 年度徳島県給与集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,566,794千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 10 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 給 与 振 替 収 入		千円 31,566,794
	1 給 与 振 替 収 入	31,566,794
歳 入	合 計	31,566,794

歳 出

款	項	金 額
1 給 与 費		千円 31,566,794
	1 給 与 費	31,566,794
歳 出	合 計	31,566,794